

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所 設置変更許可申請（標準応答スペクトル¹の規制への取り入れ））

2. 日時：令和5年7月20日 10時00分～10時45分

3. 場所：原子力規制庁 庁内会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、他5名

日本原子力発電株式会社：

担当者6名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請について、提出資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

（3）日本原子力発電株式会社から、（2）について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う改正規則等への適合性について（機密情報記載箇所抜粋）（S-2-1 参考（改0））（非公開）（令和5年6月23日提出資料）

（2）東海第二発電所 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請への影響について（機密情報記載箇所抜粋）（S-2-2 参考（改0））（非公開）（令和5年6月23日提出資料）

（3）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書比較表（震源を特定せず策定する地震動）（本文五号，添付書類八，添付書類十）機密情報記載箇所抜粋）（S-2-3 参考（改0））（非公開）（令和5年6月23日提出資料）

（4）東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る原子力事業者の技術的能力）補足説明資料（S-2-4（改0））（非公開）（令和5年6月23日提出資料）

¹ 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

- (5) 東海第二発電所 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表（東海第二 有毒ガス防護 適合性審査時との比較）
（S-4 比較（改0））（非公開）（令和5年6月23日提出資料）

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」の趣旨を踏まえ、非公開とします。

以上